

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から、別添のとおり、令和4年7月22日付け障障発 0722 第1号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」が示され、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、令和4年10月から福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」）が創設されましたので、お知らせします。

つきましては、令和4年10月からベースアップ等加算を取得しようとする場合は、令和4年8月31日（水）までに別紙様式により、オンライン申請フォームにて、処遇改善計画書のご提出をお願いします。

※すでに令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算計画書を提出していただいている場合でも、ベースアップ等加算を取得しようとする場合には、再度の提出が必要となります。

※福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金を申請していただいている場合でも、ベースアップ等加算を取得しようとする場合には、処遇改善計画書の提出が必要です。

記

I. 対象要件

- 1 岐阜県内の障害福祉サービス事業所・施設（※岐阜市所管の施設等は除く）のうち、福祉・介護職員処遇改善加算のⅠからⅢのいずれかを取得している事業所・施設
- 2 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること。

Ⅱ. 令和4年度ベースアップ等加算の届出

1 提出書類

- ①令和4年度ベースアップ等加算届出に係る自己点検シート
 - ②障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1, 2-2, 2-3, 2-4）
- ※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、別紙様式2-2, 2-3については記入不要。
- ③特別な事情に係る届出書（別紙様式5）（※該当がある場合にのみ提出）
 - ④体制様式（届出書）介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ⑤体制様式（総括表）各障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表

様式は下記の岐阜県ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/239881.html>

2 提出期限

令和4年8月31日（水）【厳守】

- ※ 上記締め切りは、令和4年10月からベースアップ等加算を取得しようとする場合のものであります。
 - ※ 令和4年11月以降に当該加算を取得しようとする場合は、**当該加算を算定する月の前々月の末日**までに届け出る必要があります。
- 例：11月から当該加算を取得しようとする場合、9月末日までに届出が必要

3 提出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所・施設
岐阜市内に所在する指定障害児入所施設
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所
- (2) 上記（1）以外の指定事業所・施設
※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課

- ※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。また、複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

例 岐阜市に所在する「就労継続支援A型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

就労継続支援A型事業所 → 岐阜市指定
放課後等デイサービス事業所 → 岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、岐阜市と岐阜県の両方に計画書の届出を行う必要がある。

- ※ 基準該当事業所については、登録等を受けた各市町村へ届出が必要になります。
- ※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

4 提出方法

下記県ホームページ中のオンライン申請フォームより提出してください。

なお申請フォームは、その計画書の提出先（上記3）により異なりますので、ご注意ください。

【県ホームページ】（再掲）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/239881.html>

5 その他留意事項

- 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、令和4年7月22日付け障障発0722第1号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認ください。
- 加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、変更の届出を行ってください。

Ⅲ. 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3-1及び3-3の福祉・介護職員等ベースアップ等支援実績報告書の提出が必要です。

○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記Ⅱ. 3のとおり、計画書の提出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	高田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	谷口	担当	秋山、辻
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		